

虐待の防止のための指針

奥出雲病院介護医療院

高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す）第 20 条で求められている、高齢者虐待の防止のための指針を、以下のように定める。

1, 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、高齢者虐待防止法に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当施設では、同法の趣旨を踏まえ、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止を講じます。

そのための具体的な組織体制、取り組み内容について、本指針を定めます。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の種類（要介護施設従事者等によるもの）】

- 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。
- 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2, 虐待防止検討委員会に関する事項

当施設では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むにあたって「奥出雲病院介護医療院 虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることにする。

1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

2) 委員会の構成委員

(1) 委員長は、介護医療院看護師長が努める。

(2) 委員会の構成員は、介護医療院管理者、介護医療院看護師長、介護医療院副看護師長、看護職員、介護職員、介護支援専門員とする。

3) 委員会の開催

(1) 委員会は委員長の招集により、3か月に1回開催する。

(2) 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する

4) 委員会の審議事項

(1) 委員会の組織に関すること

(2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること

(3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること

(4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

(5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、介護医療院看護師長とする。

6) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各構成員、介護医療院職員に回覧するなどして周知徹底をはかる。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、職員研修を年1回実施する。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新規職員研修のカリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を実施する。(身体拘束廃止検討委員会研修と兼ねる)

3) 実施した研修については、実施内容と出席者の記録を保管

4, 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各市町村窓口連絡する。なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

【町への通報窓口】

奥出雲町包括支援センター TEL0854-54-2512

2) 施設内での報告及び対応

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、また、その兆候を発見した場合は、速やかに委員会の構成員、または介護医療院管理者に報告を行う。この際、虐待発生報告書を作成し、委員会委員長に報告する。

報告を受けた委員長（担当者）または介護医療院管理者は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施する。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 町への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- (3) 病院総務課、看護部長、家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員への事実確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応、再発防止策の検討及び対策決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- (8) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5, 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4, 1) 及び 2) に準ずる。

6, 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

6, 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1) 虐待等の苦情相談については、「奥出雲病院介護医療院 施設介護サービス提供書」に示す苦情窓口において受け付ける。
- 2) 受付担当者は、内容を管理者及び委員会に報告する。
- 3) 受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように

注意を払って対処する。

4) 対応の結果は、相談者にも報告する。

7, 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当施設職員、ならびにその関係者がいつでも閲覧できるように、施設内に提示するとともに、当院ホームページに掲載する。

8, その他虐待の防止の推進のための必要な事項

1) 「高齢者虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「高齢者虐待防止マニュアル（2024年版）」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

10, 本指針の改廃

本指針の改廃の要日及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

9, 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する